

第4章 基本目標別計画

第1分野	健康と福祉
第2分野	街づくりと産業
第3分野	生涯学習とふれあい

基本構想に掲げる3つの基本目標のもとに、「政策－施策－事業」の3層で体系を整理し、計画期間中の目標や方向などを示したものです。

「施策」は「政策」の目標を達成するための手段であり、「事業」は「施策」の目標を達成するための手段となります。

本計画では、施策の目標を達成するために、区が実施主体となり、政策的、計画的、かつ重点的に取り組むべき事業を、「計画事業」として位置付けています。計画事業については、今後策定する実施計画において、年度ごとの事業量等を計画化していきます。

また、本計画では、新たに、施策の目標を、区民・事業者・区の協働によって達成するための、「区民の役割」「事業者の役割」を示しています。

なお、本章において、計画事業名に付された＜新＞は新規計画事業を、事業名に付された【再掲】は他の施策に位置付けられているが関連するため再掲載した事業を表します。

計画体系図

第1分野 ー健康と福祉ー

政策	施策	計画事業
1	健康	生涯にわたり健康に暮らせるようにします
	01	地域ぐるみの健康づくりを展開し、区民の健康づくりを支援します
		〈新〉 地域健康づくり
	02	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます〔政策6施策01を再掲〕
		【再掲】特定不妊治療費助成事業の拡充(→政策6子ども・家庭支援)
	03	生活習慣病について知ることで、区民自らが健康管理できるようにします
		〈新〉 長寿歯科健康診査
		〈新〉 「かつしか糖尿病アクションプラン」の推進
	04	食育を通じて、心身ともに健康で豊かに生活できるようにします
		〈新〉 「かつしかの元気食堂」推進事業
2	医療	必要な医療を受けられるようにします
	01	医療機関との連携を図り、必要な医療を提供できるようにします
	02	心の健康を保ち、適切な精神医療につながるようにします
		〈新〉 自殺うつ対策事業
	03	医療保険を安定的に運営するとともに、区民が必要な医療を受けられるようにします
3	衛生	衛生的で快適な環境を整え、健康被害を防止します
	01	感染症の発生や拡大を抑制します
	02	食品の安全を推進します
	03	医療と医薬品の安全を推進します
		〈新〉 患者相談窓口の設置
	04	生活環境の衛生を維持します

政策	施策	計画事業
4 高齢者支援 – 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるようにします		
	01 高齢者がサークル活動や就労の場を持ち、元気に生活できるようにします	
		【再掲】高齢者・障害者スポーツの推進(→政策22スポーツ)
	02 高齢者が介護を必要とせずに自立して生活できるようにします	
		通所型介護予防事業(制度内介護予防事業)
		先進的介護予防事業
	03 高齢者が必要な介護や自立支援を受け、生活できるようにします	
		特別養護老人ホームの整備支援
		認知症高齢者グループホームの整備支援
	〈新〉	小規模多機能型居宅介護施設の整備支援
	〈新〉	24時間訪問介護支援サービス
5 障害者支援 – 障害者が地域社会の中でともに支えあう一員としていきいきと暮らせるようにします		
	01 障害者が自分らしく自立した生活を営めるように支援します	
		知的障害者ケアホームの整備支援
	〈新〉	障害者通所施設の整備支援
	〈新〉	地域生活支援型入所施設の整備支援
	〈新〉	精神障害者グループホーム・ケアホームの整備支援
		【再掲】高齢者・障害者スポーツの推進(→政策22スポーツ)
	02 障害者が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援します	
		障害者就労訓練システムの整備
		精神障害者就労支援施設の整備支援
	03 発達が心配される児童一人ひとりの発達を支援します	
	〈新〉	児童発達支援センターの整備支援
	〈新〉	保育所等訪問支援事業

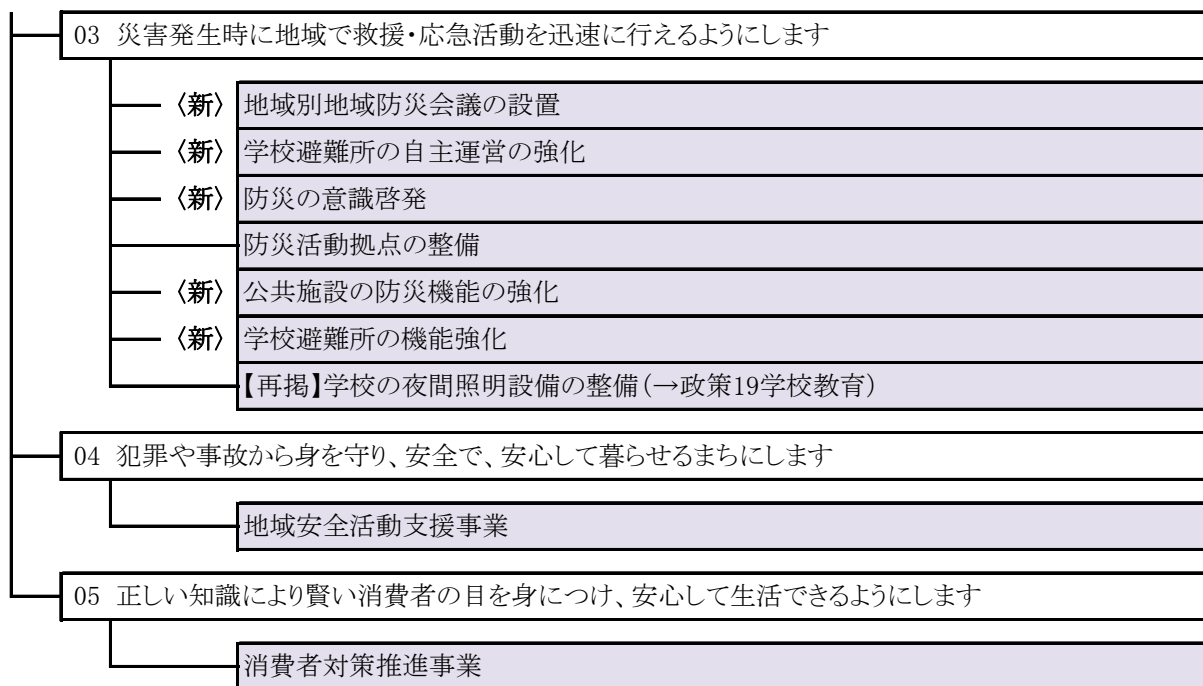
政策	施策	計画事業
6 子ども・家庭支援 － 安心して子どもを産み育てられるようにします		
	01 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます	
	— 〈新〉	特定不妊治療費助成事業の拡充
	02 子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします	
		子育てひろばの設置
		一時保育の設置
	03 仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます	
		保育所の設置
		病児保育の設置
	— 〈新〉	(仮称)保育ママスペースの設置
	— 〈新〉	(仮称)送迎保育ステーション試行事業
		学童保育クラブの設置
	04 子どもの権利・利益を守り、子どもの健やかな育成が尊重されるようにします	
7 低所得者支援 － 生活に困窮する区民が安心して生活できるようにします		
	01 生活に困窮する区民が健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにします	
8 地域福祉 － 支援を必要とする高齢者等が地域社会に支えられ、安心して暮らせるようにします		
	01 福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを利用できるようにします	
	— 〈新〉	成年後見事業の拡充
	02 支援が必要な高齢者等を地域で支えあうしくみをつくります	
	— 〈新〉	高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)の機能強化

第2分野 ー街づくりと産業ー

政策	施策	計画事業
9 地域街づくり ー 区民と協働して地域の特性を活かした活力ある住みよい街をつくります		
	01 計画的な土地利用を進め、建築物等が地域と調和するようにします	
		補助276号線水元公園～大塚交差点区間の無電柱化及び景観軸の整備
	〈新〉街づくりの担い手育成・支援	
	02 駅周辺等を、住み、働き、憩う、賑わいのある拠点とします	
		新小岩駅周辺開発事業
	〈新〉	金町駅周辺の街づくり
		立石駅周辺地区再開発事業
		高砂駅周辺の街づくり
	03 地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます	
		南水元土地区画整理事業
		新宿六丁目地区の街づくり
		青戸六・七丁目地区の街づくり
		【再掲】四つ木地区の街づくり(→政策10防災・生活安全)
		【再掲】東四つ木地区の街づくり(→政策10防災・生活安全)
		【再掲】東立石地区の街づくり(→政策10防災・生活安全)
		【再掲】堀切地区の街づくり(→政策10防災・生活安全)
	04 住生活の安定と向上を促進します	
	05 地域を良好な住環境にします	
		細街路拡幅整備事業

政策	施策	計画事業
10 防災・生活安全 — 災害や犯罪から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします		
01 災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくれます		
		四つ木地区の街づくり
		東四つ木地区の街づくり
		東立石地区の街づくり
		堀切地区の街づくり
		民間建築物耐震診断・改修助成
	〈新〉	地盤の液状化対策
		【再掲】新小岩駅周辺開発事業(→政策9地域まちづくり)
		【再掲】金町駅周辺の街づくり(→政策9地域まちづくり)
		【再掲】立石駅周辺地区再開発事業(→政策9地域まちづくり)
		【再掲】高砂駅周辺の街づくり(→政策9地域まちづくり)
		【再掲】新宿六丁目地区の街づくり(→政策9地域まちづくり)
		【再掲】青戸六・七丁目地区の街づくり(→政策9地域まちづくり)
		【再掲】南水元土地区画整理事業(→政策9地域まちづくり)
		【再掲】細街路拡幅整備事業(→政策9地域まちづくり)
		【再掲】都市計画道路の整備(→政策11交通)
		【再掲】新中川橋梁架替事業(→政策11交通)
		京成本線荒川橋梁架替事業
		中川堤防築堤事業
		江戸川堤防浸透対策事業
		綾瀬川護岸耐震補強事業
		中川護岸耐震補強事業
		木密地域不燃化10年プロジェクト
		ライフラインの耐震化
02 災害に対する確な対応と迅速な復旧ができる体制にします		
	〈新〉	情報連絡体制の強化
	〈新〉	水害対策の強化
	〈新〉	放射線対策
		【再掲】街づくりの担い手育成・支援(→政策9地域街づくり)

は、国、都、民間が実施する事業のうち、施策の推進と係わりの深い事業を表示しています。



政策	施策	計画事業
11	交通	安全かつ快適に移動できるまちにします
	01	交通渋滞の解消と道路の適正な維持管理により、道路を安全かつ快適に通行できるようにします
		補助261号線(南水元地区)整備事業
		補助264号線(細田東地区)・(細田西地区)・(環状7号線付近地区)整備事業
		補助274号線(立石地区)整備事業
		補助276号線(一口橋南地区)整備事業
		補助276・279号線(隅田橋地区)整備事業
		補助282・264号線(鎌倉地区)整備事業
		補助283号線(柴又地区)整備事業
		補助284号線(東新小岩南地区)・(東新小岩北地区)整備事業
		区画街路4号線(四つ木地区)・(四つ木東地区)整備事業
	〈新〉	新中川橋梁架替事業
		国道6号線整備事業
		補助277号線整備事業
	02	違法な駐車・駐輪を少なくします
		自転車駐車場整備事業
	03	歩行者・自転車の安全通行の確保や啓発活動を進め、交通事故を少なくします
		特定交通安全施設整備事業(あんしん歩行エリア整備事業)
	04	踏切解消など都市基盤整備を進め、安全で利用しやすい公共交通を実現します
		京成押上線連続立体交差事業
		京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進
		地下鉄8・11号線及び環七高速鉄道(メトロセブン)建設促進事業
12	公園・水辺	多様な役割を持つ場として、地域の中に公園などの快適空間を整備します
	01	区民ニーズや地域特性を踏まえた公園を整備し、多くの区民が利用できるようにします
		地域の核となる公園の整備
	02	河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします
		水の拠点の整備
		水辺のネットワーク事業(桜つつみ事業を含む)
	〈新〉	中川左右岸緑道公園魅力アップ事業

は、国、都、民間が実施する事業のうち、施策の推進と係わりの深い事業を表示しています。

政策	施策	計画事業
13 環境 - 人と自然が共存できる環境を守ります		
	01	環境活動団体等のネットワーク化を図るとともに環境活動の担い手を育成します
	02	豊かな自然を守り育てます
		緑と花のまちづくり事業
	〈新〉	生物多様性の保全
	03	良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします
	04	温室効果ガスを削減するため、省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進します
		再生可能エネルギーの利用促進
		区民の省エネ行動の推進
		事業者の環境経営推進
		区的环境行動推進
		緑のカーテン等普及事業
	05	ごみのない、きれいで清潔なまちにします
	06	発生抑制を最優先にごみ減量に地域をあげて取り組めるようにします
		ごみの発生抑制に向けた区民の主体的行動の促進
	07	環境負荷の少ない適正なごみ処理体制を整えます

政策	施策	計画事業
14 産業 — 産業を活性化させ、豊かな地域社会を形成します		
	01	新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します
		葛飾ブランド創出支援事業
	〈新〉	東京理科大学との産学公連携推進事業
	〈新〉	区内産業人材育成支援事業
	〈新〉	伝統産業販路拡大支援事業
	02	区内の事業所が安定的に経営できるようにします
		商店街元気・活気向上支援事業
	〈新〉	公衆浴場ガス化支援事業
	03	産業に対する区民の理解を深め、産業と調和のとれた地域をつくります
	〈新〉	農業体験農園事業
	04	区民のキャリアアップと就労を支援します
		雇用・就業マッチング支援事業
15 観光 — まちの魅力を高め、情報を広く発信し、多くの人で賑わうようにします		
	01	観光資源を活かした賑わいのあるまちにします
		観光文化センターのリニューアル
	〈新〉	かつしか観光プラン推進事業
	02	地域ならではのイベントにひかれ、多くの人で賑わうようにします
		観光PR事業

第3分野 ー生涯学習とふれあいー

政策	施策	計画事業
16 人権・平和・ユニバーサルデザイン ー 区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい社会を築きます		
	01	すべての人の基本的人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします
	— 〈新〉	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)応援事業
		人権・男女平等啓発情報発信事業
		配偶者暴力防止事業
	02	世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします
	03	すべての人にとって使いやすいデザインやしくみが随所に取り入れられるようにします
	— 〈新〉	鉄道駅エレベーター等整備費助成事業
		バリアフリー事業
		歩道勾配改善事業
17 地域活動 ー 区民の地域活動への参画をすすめ、住民が主人公となるいきいきとした地域づくりを進めます		
	01	地域団体や市民活動団体等の活動が積極的に行われるようにします
	— 〈新〉	(仮称)葛飾区地域ポイント制度
	02	利用しやすい地域活動の拠点を提供します
18 文化・国際 ー 地域に根差した文化と芸術を育み、多文化を理解する地域社会をつくります		
	01	区民の文化・芸術への参加意欲を高め、地域文化・芸術を創造します
		文化芸術創造のまちかつしか推進事業
	02	お互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する地域社会をつくります
		多文化共生社会の推進

政策	施策	計画事業
19 学校教育 — 子どもの基礎学力の向上を図り、自ら考え判断できる生きる力を育てます		
	01 基礎的な学力の向上を図り、生きる力を身につけながら、社会に対応できる能力を育みます	
	〈新〉	葛飾学力伸び伸びプランの推進
	〈新〉	若手教師塾
	〈新〉	ICTを活用したわかりやすい授業の実現
	〈新〉	学校支援プロジェクト
	02 社会生活のルールを学び、悩みを解決する中で、心豊かな学校生活を送ることができるようにします	
	03 運動を通じて体力を養い、心身ともに健康で健やかな体を育みます	
	〈新〉	こども体力向上プロジェクトの推進
	04 いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます	
		学校施設の改築
		学校トイレの改修
	〈新〉	校庭の芝生化
		学校の夜間照明設備の整備
20 地域教育 — 学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります		
	01 青少年のための活動機会を整え、活発に活動できるようにします	
	02 学校・家庭・地域の連携により、豊かな教育環境をつくります	
		学校地域応援団
	03 家庭教育を支援し、親子がともに学び育ちあえるようにします	
21 区民学習 — 生涯にわたり主体的に学習を続けられるようにします		
	01 多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します	
		かつしか区民大学事業の推進
	〈新〉	郷土と天文の博物館常設展示等のリニューアル
	02 多様な手段で、図書サービスを受けられるようにします	
		地区図書館の整備

政策	施策	計画事業
22	スポーツ	生涯にわたりスポーツに親しめるようにします
	01	多様なスポーツの機会を提供します
		〈新〉 高齢者・障害者スポーツの推進
		かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備
	02	スポーツを支える基盤を整備します
		〈新〉 スポーツ施設の新規開設

●基本目標別計画の見方

【政策のページ】

葛飾区基本構想が掲げる3つの基本目標です。

基本目標1 安心して健やかに暮らせるまち（健康と福祉）

政策3

衛生

衛生的で快適な環境を整え、健康被害を防止します

【政策の概要】

新型インフルエンザ等の感染症対策、食中毒事件の発生防止などの食品安全対策、医薬品事故防止などの医療・医薬品の安全対策、生活環境の衛生対策を推進することにより、快適で安心できる生活環境を確保し、健康に対する被害を防止します。

【施策の体系】

政策3 衛生

衛生的で快適な環境を整え、健康被害を防止します

- 施策01

感染症の発生や拡大を抑制します
- 施策02

食品の安全を推進します
- 施策03

医療と医薬品の安全を推進します

 - 〈新〉 患者相談窓口の設置
- 施策04

生活環境の衛生を維持します

【指標と目標値】

指標	指標の出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
政策（衛生）満足度平均値（％）	政策・施策マーケティング調査				

政策のねらいやめざすべき姿を掲げています。

政策における主要課題への取組方針を示しています。

政策を効果的に推進するための施策の体系と、その下に位置づけられる計画事業を表しています。

政策に対する区民満足度の目標値を掲げています。

【施策のページ】

政策分野を表しています。

これまでの区の取り組みや成果などを踏まえた施策の現状と、今後10年間を見据える中で解決すべき主要課題を示しています。施策に関連するデータをグラフや表で表しています。

今後10年間に推進すべき基本的な取り組みを表しています。

施策を推進する上で、区民や事業者などに期待する役割を表しています。

専門的な用語には、注釈をつけています。

政策3 衛生

施策03 医療と医薬品の安全を推進します

【施策を取り巻く現状と課題】

- 近年、医療事故等の発生による医療不信が社会問題になり、保健所にも、患者等から医療に関する相談や苦情が多く寄せられています。医療の質の向上と患者とのコミュニケーションの改善が求められています。
- 平成21年に医薬品販売の規制緩和と安全使用を目的とした薬事法の改正が行われ、薬局以外の医薬品販売が認められるようになりました。

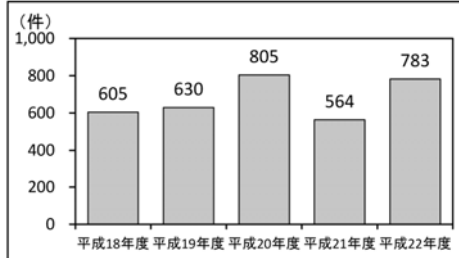


図 医療に関する区民からの相談件数
出典:生活衛生課資料

【施策の方向】

- 患者等から寄せられる医療に関する相談や苦情を受け、患者等と医療機関との相互理解を推進する体制を強化します。
- 医薬品の事故防止や適正使用を推進するために、従来の薬局に加えて、今後増加が予想されるコンビニエンスストア等における医薬品販売への監視体制を強化します。

【指標と目標値】

指標	指標の説明又は出典	現状値	平成27年度	平成30年度	平成34年度
医薬品の安全に関心を持っている区民の割合(%)	政策・施策マーケティング調査				
薬局等の法令適合率(%)	適合数/総検査数×100				

【区民の役割】

- 治療内容や医薬品等に対する疑問は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等に質問し、納得した上で医療を受けましょう。

【事業者の役割】

- 医療機関は、患者に対して、医療や医薬品等の効果やリスクについて十分な説明を行い、わかりやすい医療をめざしましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
<新> 患者相談窓口の設置	・医療に関する相談や苦情を受け、患者等と医療機関との相互理解を推進する体制を整備します。相談等の状況を踏まえ、医療安全支援センター ^甲 の設置を検討します。

注) 医療安全支援センター

医療に関する患者・住民からの相談や苦情への対応、医療機関・患者・住民に対して医療の安全に関する助言や情報提供等を行うセンター。医療法第6条の11により、都道府県及び保健所を設置する市・特別区は設置に努めることとされている。設置にあたっては、当該センターの運営方針や地域における医療安全の推進のための方策等を検討する「医療安全推進協議会」を設ける。

<事業一覧> (平成24年度実施)

- 医務許認可事務・監視指導
- 薬事衛生許認可事務・監視指導
- 薬事衛生普及・啓発
- 医務・薬事衛生管理システム運用

施策のねらいやめざすべき姿を掲げています。

施策推進の成果として、区民の生活や地域社会をどのような状態にしたいのかという目標値を掲げています。

施策推進による効果が高いものとして、区が政策的、計画的、かつ重点的に取り組む事業を「計画事業」として示しています。

施策を推進するための事業を示しています。(平成24年度に実施する事業を掲載しています。)